

令和5年度

保育園入園案内



板野保育園



保育園とは

保護者の仕事や病気により、保育を必要とするお子さんを保護者に代わって保育する児童福祉施設です。「集団生活を経験させたいから」などの理由での入園はできません。「**保育が必要な子ども**」が入園の要件です。

教育・保育給付認定とは

幼稚園や保育園を利用する場合は、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。

○3つの認定区分

支給認定は以下の3つの認定区分に分けられます。

1号認定（教育標準時間認定） 満3歳以上で、幼稚園へ入園を希望する場合
町立幼稚園は満3歳・4歳・5歳

2号認定（保育認定） 満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、
保育園での保育を希望する場合

3号認定（保育認定） 満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、
保育園での保育を希望する場合

○保育必要量の認定（2号認定・3号認定のみ）

2号認定または3号認定を受ける場合は、保護者の就労など、保育を必要とする割合に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。

なお、就労が理由で入園される場合の就労時間の目安は以下のとおりです。

「保育標準時間」認定（最大11時間）：1ヵ月120時間以上の就労時間

「保育短時間」認定（最大8時間）：1ヵ月48時間～120時間未満の就労時間

※保育園を利用する場合、「最大11時間及び8時間を自由に利用できる」というものではありません。面接、家庭訪問等のときに申告されたお時間を守っていただくようになります。

保育園を利用できる児童

入園日の前日には、板野町に住民登録し、現に保護者等と共に板野町に居住している家庭の児童で、保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由に該当すること。

①就労（フルタイムのほか、パートタイム、居宅内労働など基本的にすべての労働を含む）

※1ヵ月48時間以上の就労

②出産（産前産後8週のみ利用可能・最大5ヶ月）

③育児休業（育児休業取得時に引き続き3ヶ月以上板野保育園を利用していること）

詳しくは10ページをご覧ください。

④保護者の疾病・障がい

⑤同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護

⑥災害復旧

⑦求職活動（3ヵ月以内）（起業準備を含む）

⑧就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

⑨虐待やDVの恐れがあること

⑩その他、上記に類する状態として町長が認める場合

注意事項

◆入園の決定は、入園すべき緊急性の高い児童の状態を考慮し、決定します。

児童に心身の障がいがあると思われる場合、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込みや面接のときに必ずお伝えください。

次のような場合には、利用できないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 申込み内容に虚偽があった場合。

(2) 定員に余裕のない場合。

入園の受付

受付期間 令和4年11月14日（月）～ 11月25日（金）
※土・日・祝日は除く

受付場所 板野保育園、板野町役場住民課

※4月入園は、期間内に申込まれた方で利用調整を行い決定します。

上記期間以降も申込みは可能ですが、期間内に申込みされた方を優先して利用調整したのちに、利用枠に余裕がある場合に利用調整いたします。

定員及び児童の対象年齢

板野保育園 240名（0歳児～3歳児）

令和5年度対象児童の年齢表

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 0歳児(R4.4.2～R4.7.31 生) | 1歳児(R3.4.2～R4.4.1 生) |
| 2歳児(R2.4.2～R3.4.1 生) | 3歳児(H31.4.2～R2.4.1 生) |

板野保育園は、0歳児～3歳児のみの受入となり、4、5歳児については幼稚園に入園となりますので、ご承知おきください。

※板野保育園における0歳児については、8ヵ月を経過した次の月から保育が可能となります。



保育時間について

月曜日から土曜日まで

8時30分～16時30分

保育の必要量に応じて、最長で（月～金曜日）7時30分～19時まで

（土曜日）7時30分～18時15分まで

※保育時間の延長や土曜日の保育を希望する場合は、保育園にご相談ください。

保護者の労働・勤務時間及び家庭の状況などを審査のうえ、延長する時間が決められます。

慣らし保育について

初めて保育園に入園した児童が、保護者から離れて生活すると共に、保育園での集団生活に無理なく慣れることを目的として、慣らし保育を入園時から2週間程度おこなっています。

0・1歳児

10時30分降園 3日程度（午前おやつのみ）

12時降園 4日程度（おやつ・給食）

15時30分降園 3日程度（午睡後）

（土・日・祝を除く）

2・3歳児

11時降園 3日程度（午前おやつのみ）

12時降園 4日程度（おやつ・給食）

（土・日・祝を除く）

※目安ですので、状況により日数の変更がありますことをご了承ください。

年度途中の入園受付

保育園で随時受け付けており、定員に余裕がある場合に限り、入園できます。

入園希望月の2ヵ月前にお申込みください。

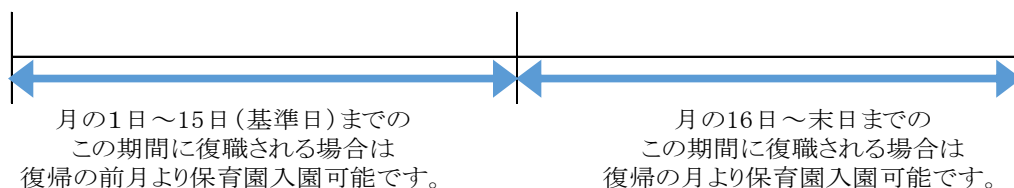
| 入園希望月 | 入園申込月 | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|--|
| | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | |
| 5月 | ○ | | | | | | | | | | | |
| 6月 | | ○ | | | | | | | | | | |
| 7月 | | | ○ | | | | | | | | | |
| 8月 | | | | ○ | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | ○ | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | ○ | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | ○ | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | ○ | | | | |
| 1月 | | | | | | | | | ○ | | | |
| 2月 | | | | | | | | | | ○ | | |
| 3月 | | | | | | | | | | | ○ | |

希望月に利用できなかった場合、当該年度中は引き続き利用調整します。

育児休業からの復職の場合は、復職日が15日までの期間か、それ以降かによって、申込み可能時期が変わります。

復帰日が基準日（15日）までの場合は前月より保育が可能です。基準日（15日）より後の16日～月末までの場合は復帰日の属する月より保育が可能です。

| | | | |
|---|----|----|---|
| 1 | 15 | 16 | |
| 日 | 日 | 日 | |
| (| (| | 月 |
| 月 | 基 | | 末 |
| 初 | 準 | | 日 |
| め | 日 | | |
|) |) | | |



例: 6月15日に復職の場合5月1日入園可能(申込み時期は3月)

6月16日に復職の場合6月1日入園可能(申込み時期は4月)

※年度初めである4月の入園については、

5月15日までに復職の場合4月1日入園可能

利用申込みに必要な書類

(1) 認定申請書 兼 施設利用申込書

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類

入園希望児童1人につき、保護者それぞれの下記の書類が必要です。

(2人以上を同時に申込み場合は、兄弟には原本を、弟妹にはコピーで構いません)

| 保育を必要とする理由 | | 必要な添付書類 |
|------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労 | 会社員・パート | 「就労証明書」(※勤務先の証明) |
| | 自営業・農業 | ① 「就労証明書」(※事業中心者の証明) ② 自営業を証明する書類 「営業許可書」の写し 「取引先との契約書」の写し 「個人事業の開業届」の写し 「直近3ヵ月の収入確認ができる書類」の写し 「確定申告書」の写し(※職業欄及び専従者欄の記載部分) ※1. その他必要に応じて追加で提出をお願いする場合があります。 ※2. 「就労証明書」に加えて②の中から1点提出してください。 ※3. 会社や法人等から労働の対価として給与を得ている場合は、「自営業を証明する書類」は不要です。 |
| | 内職 | 「就労証明書」…委託事業者の証明 「出来高証明書」…3ヵ月分必要 または「内職証明書」…委託事業者の証明 |
| 出産 | | 「母子健康手帳」の写し(※表紙及び出産予定日記載部分) |
| 育児休業 (育児休業取得時等に保育園を引き続き3ヶ月以上利用している園児) | | 「就労証明書」(育児休業取得期間の記載が必要)又は「育児休業取得期間が記載された通知等のコピー」 ※新規申込の児童は該当しません。 |
| 保護者の疾病・障がい | | 「疾病状況申告書」(※医師による療養期間の記載が必要) |
| 親族の介護・看護 | | 「親族の診断書」(※医師による療養期間の記載が必要)と対象親族の「介護保険証」・「身体障害者手帳」等の写し |
| 災害復旧 | | 「罹災証明書」 |
| 求職活動 | | 「求職活動状況申立書」 (注) 就労決定後に「就労証明書」を必ず提出してください。 |
| 就学 | | 「就学等(予定)証明書」 |
| その他 | | 上記以外の保育を必要とする事由が証明できる書類 |

- ※申込み後に「保育を必要とする事由」が変更になった場合は、該当の必要書類を提出してください。
- ※就労について、内容確認のため板野町から事業先に連絡を入れることがあります。
- ※事業所の本社が県外の場合は、お勤めの支所、営業所での証明で構いません。
- ※原則、申込用紙には事業所等の人事権のある担当者が記入・押印にて、就労時間などを証明していただくようになります。

(3) 世帯状況が確認できる書類

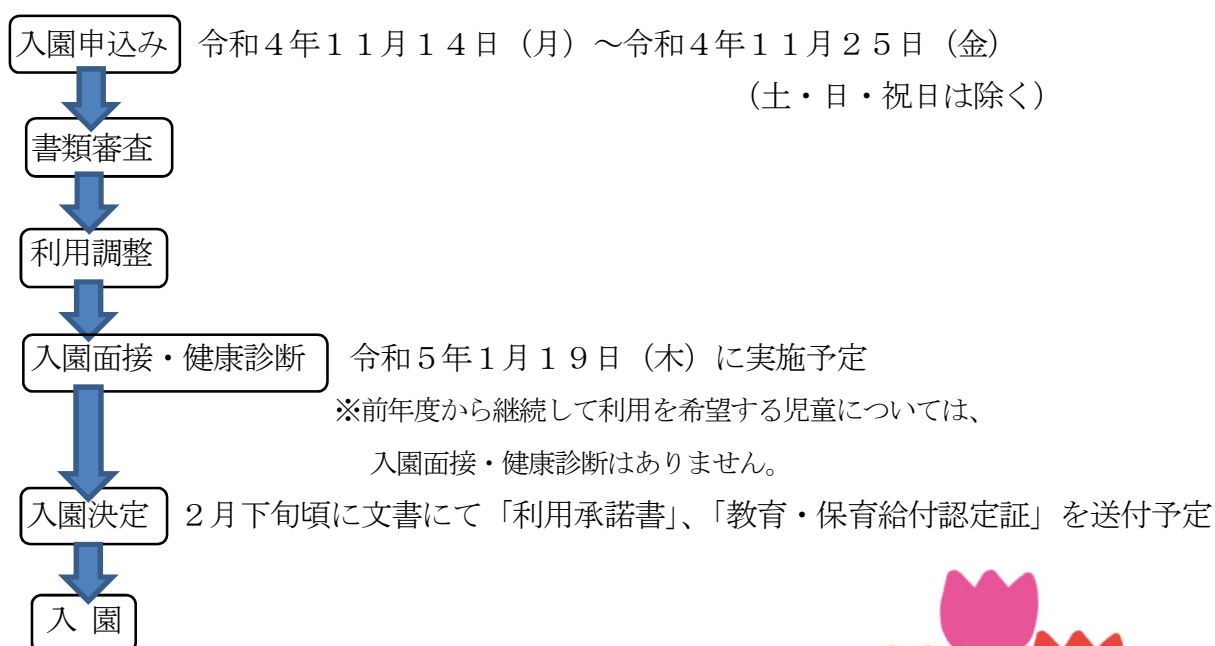
| No. | 世帯類型 | 必要書類 | 備考 |
|-----|----------------|---------------------------------------------|-----|
| ① | ひとり親家庭世帯 | 児童扶養手当証書 | ※写し |
| ② | 在宅障がい児(者)がいる世帯 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書 ※いずれか1点 | ※写し |
| ③ | 生活保護世帯 | 生活保護受給世帯の証明書 | |

(4) 所得申告

- ※1 令和3年中所得が未申告の場合は所得申告が必要です。(収入がなくても必要です。)
- ※2 就労中の方(手伝いを含む)で、勤務先から板野町役場税務課へ「給与支払報告書」が提出されていない場合には、収入額にかかわらず、早急に提出してください。
- ・申告時期および申告方法については、「板野町役場 税務課」にお問い合わせください。

【TEL】672-5983

申込みから入園までの流れ(予定)



その他の手続き

年度途中に次のような事が生じたときは、届出が必要です。

| 変更の事由 | 提出書類 |
|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 申込みを取り下げるとき | 保育園入園申込取下げ書 |
| 児童・保護者の氏名が変わったとき 児童・保護者の住所が変わったとき 世帯の状況が変わったとき | 教育・保育給付認定変更申請書 |
| 妊娠・出産 | 「母子健康手帳」の写し（※表紙及び 出産予定日記載部分） 教育・保育給付認定変更申請書 |
| 育児休業取得 | 「就労証明書」（育児休業取得期間の記 載が必要）又は「育児休業取得期間が記 載された通知等のコピー」 教育・保育給付認定変更申請書 |
| 勤務先、就労時間が変わったとき | 就労証明書 教育・保育給付認定変更申請書 |
| 町外へ転出したとき 保育園をやめるとき 保育を必要とする事由が無くなったとき (仕事をやめたとき、疾病等が治癒したとき等) | 保育園退園届 |

板野町立保育園保育料無償化・給食費無償化について

板野町では、子育てに対する経済的支援の充実を図るため町立保育園で、平成28年10月から保育料無償化、令和元年度10月から全園児の給食費無償化を実施しています。

・無償化の要件

対象児童及び保護者（父母、または父母にかわり、その児童を養育している養育者）が板野町に住民登録を有し、かつ居住していること。（居住実態がない場合は保育園を利用できません。）

・注意事項

上記にある無償化の要件（住民登録・居住実態について）、保育の要件に関して、虚偽の報告・答弁等をした場合は、遡って保育料を徴収いたします。（保育料は個々に算定した上で無償としております。）



・その他

保護者会費・絵本代等の実費徴収をしている経費については、今までどおり集金させていただきます。

転入予定での申込み

板野町に転入を予定している場合は、下記条件を満たしている方に限り申込みを受け付けます。

板野町での住所がわかる「賃貸契約書」の写し、「不動産売買契約書」の写し、「請負契約書」の写しのいずれか1点と「転入手続きに関する同意書」を提出してください。

(板野町の家族と同居予定の場合は「転入手続きに関する同意書」のみ提出)

ただし、入園日の前日までに板野町への転入手続きが完了していない場合は、入園取消となります。

保育園等の入園申込みにあたって、特に確認していただきたい内容を記載していますので、必ずご確認ください。

申込みについて

- ◆教育・保育給付認定の申請及び保育園等の入園申込みの受付は、板野保育園及び板野町役場住民課のみとなります。郵送での受付はいたしません。
- ◆書類の不備・不足や鉛筆・フリクションペン等消せるもので記入した書類は受付いたしません。
- ◆提出された書類は原則返却できません。申込書等の写しが必要な場合は、ご自身でコピーしてください。
- ◆就労内定での申込みの場合、入園後に就労開始の確認、3ヵ月経過後に実績確認をしますので就労証明書を提出してください。
- ◆申込み後、保育園等の入園までに家庭状況（仕事・家族構成・保育状況等）に変更があった場合は、届出がないときは内定取消しや退園になることがあります。変更があったときは、速やかに届出してください。
- ◆申込み後、入園意思がなくなったときは、速やかに「保育園入園申込取り下げ書」を提出してください。また、一度申込みを取下げた場合、利用調整をすることはできません。再度、入園を希望する場合は改めて申込みが必要です。
- ◆育児休業復職で申込みをして復職せずに退職していた場合、保育の必要事由は求職になりますが、その認定期間は入園日から3ヵ月間となります。
- ◆兄弟・姉妹で入園する場合は原則同時期に入園することとします。
- ◆兄弟・姉妹のうちいずれかが他の施設へ通うときは他の保育施設の入園予定証明書が必要になります。また、入園3ヵ月後に継続の確認を行います。

※保育施設については、『認可外保育施設一覧』(PDF)に記載されているものからお選びください。一覧は右のQRコードからご確認ください。

※兄弟・姉妹の板野保育園と他の保育施設での利用実態が合わない場合は、他の保育施設へ通っていると見なさない場合があります。



入園後

- ◆入園後、入園申込みの内容に変更が生じた時は速やかに届出してください。
- ◆育児休業復職で申込みの場合は、申込み時と同じ就労先に復職し、復職日から原則10日以内に「復職証明書」を提出してください。入園月の翌月15日までに提出していない場合や復職していない場合は退園になることがあります。
- ◆申込み時の事由が変更となる場合、変更前に必ず事由変更の可否を問い合わせてください。原則、変更可能ですが、一部変更ができない事由もあります。
- ◆妊娠・出産事由から求職事由への変更はできません。
- ◆虚偽の申請が判明した場合は即退園していただきます。

こんな時は必ず変更届を提出してください。

◎職場を退職した場合

ご家庭での保育が可能となり、保育園での保育が必要な状況ではなくなりますので、原則として保育園は退園となります。

ただし、引き続き求職活動を行う場合は、退職日から3ヵ月間は求職活動を理由とする園の利用が可能ですが、その3ヵ月間に月48時間以上の就労がない場合は、退園となります。

退職理由が保護者の疾病・障がいや親族の介護・看護、就学する場合のときは、認定理由が変更となりますので、必要書類の提出をお願いします。提出がない場合は退園となります。

◎ご出産（産前産後休暇の場合）

出産予定日の2ヵ月前までの初日から、出産予定日から起算して8週間を経過する翌日が属する月の末日まで、保育園の利用が可能です。

◎育児休業取得等にもなう児童の継続利用について

育児休業中は、本来は家庭での保育が可能ですので、保育園の利用はできませんが、次のような場合には事情を勘案したうえで出産を事由とした認定期間の終了後も、引き続き一定期間、保育園の継続利用ができます。書類の提出がない場合は、継続利用することができません。

また、出産を事由とした認定期間の終了時点で、年度末の卒園を控えている児童（H31.4.2～R2.4.1生）については、年度末まで継続利用することができます。

なお、継続利用は必須ではありませんので、ご家庭で保育が可能な方は、ご家庭での保育を選択していただくこともできます。

□在園児童の要件

- ・育児休業取得時等に保育園を引き続き3ヶ月以上利用していること
- ・継続後も引き続き同じ保育園を利用すること

1. 保護者が育児休業を取得する場合

①「出生児童が1歳に達する月」以内の期間で育児休業を取得する場合

育児休業が終了する日の属する月末まで継続利用することができます。勤務先にて、育児休業取得期間を記載してもらった「就労証明書」又は「育児休業取得期間が記載された通知等のコピー」を提出してください。

②「出生児童が1歳に達する月」を超えて育児休業を取得する場合

ア)当初から1歳に達する月を超えて取得する場合は、1歳に達する月の月末まで利用することができます。

イ)出生児童の入園申込をしたが入園できなかった為に、やむを得ず育児休業を延長した場合は、特例として入園希望月の属する年度末を限度として、利用することができます。

2. 保護者が育児休業を取得しない場合

①育児休業を取得せずに、同じ職場で仕事を継続する場合

出産を事由とした認定期間の終了後も、新たに就労証明書を提出していただくことで引き続き利用することが可能ですが、出生児童が保育園を利用していない場合は、「申出書」にて出生児童の保育場所・保育方法等を確認いたします。

②仕事を辞める場合

出産予定日の前後2ヶ月ずつについては「出産」を理由として、継続して利用することができますが、それ以降は相当の理由がなければ引き続き利用することはできません。

保育園からのお願い

※保護者の仕事が休みの場合は、8時30分～16時30分の利用でお願いします。

◎延長保育について ※利用は1歳の誕生日から可能です。

- 産後8週を経過した翌日以降、育児休業の期間は特別な理由がない限り、利用を控えていただくようお願いします。
- 原則、申込用紙には事業所等の人事権のある担当者が記入・押印にて、就労時間などを証明していただくようになります。
- 利用時間は就労・通勤時間に応じて決まりますので、時間を守っていただくようお願いいたします。利用時間と就労・通勤時間が大きく離れている場合は希望する時間に利用できない場合があります。
- 慣らし保育の期間中は特別な理由がない限りご利用できません。

◎土曜日保育について ※利用は1歳の誕生日を迎えかつ普通食が食べられ、ひとりで歩けるようになってから可能です。

- 基本的には、両親ともに土曜日にお仕事があり家庭での保育ができない方を対象とした希望保育です。
- お仕事以外の家庭の都合で利用する場合は特別な理由がない限り、利用はできません。兄・姉の園・学校行事の場合も同様です。
- 原則、申込用紙には事業所等の人事権のある担当者が記入・押印にて、就労時間などを証明していただくようになります。
- 利用時間は就労・通勤時間に応じて決まりますので、時間を守っていただくようお願いいたします。利用時間と就労・通勤時間が大きく離れている場合は希望する時間に利用できない場合があります。
- 土曜日保育を利用する月ごとに就業等の頻度を確認します。確認できない場合は利用をご遠慮いただくことがあります。
- 出産後、育児休業の期間は特別な理由がない限り、利用を控えていただくようお願いします。
- 慣らし保育の期間中は原則としてご利用できません。

◎薬の服用・塗布について

- 登園してから、職員による風邪薬等を服用させることや塗り薬を塗ることはできませんことをご承知おきください。
- 座薬投与・予防接種を受けて24時間以内はできるだけご家庭で様子を見てください。

◎感染症について

感染症にかかった場合、医師からの登園許可書（意見書・証明書）を提出していただきます。登園可能の証明が提出できない場合、登園をお断りする可能性があります。

◎年度内途中入園児の健康診断について


途中入園児の方は、面接後に各自で当園の園医（ファミリークリニックしんの）にて健康診断を行ってきてください。健康診断後は板野保育園までその旨をご連絡ください。入園までに健康診断の確認ができない場合は、利用できない可能性がありますことをご了承ください。

よくある問い合わせ




Q. 出産後、求職に切り替えて保育園を利用することは可能ですか？

A. 妊娠・出産認定から求職認定への切り替えはできません。




Q. 育児休業復職で申込みをしたが、復職せずに退職しました。現在は求職活動をしています。求職への切り替えはいつからですか？

A. この場合、求職への切り替えは入園した日に遡っての認定になります。入園した日から3ヶ月間、求職事由での入園が可能です。



Q. 保育園や役場から書類の提出を求められたのですが書類の提出期限を過ぎてしまうかもしれません。この場合、保育園は退園になりますか？


A. 原則、提出期限は守っていただくようお願いします。万が一間に合わない場合は必ず保育園か役場住民課にご相談ください。相談等がなく、書類の提出もないと、退園になる場合があります。



Q. 就労証明書は既に提出しているのに、また就労証明書の提出を求められました。再度提出は必要ですか？

A. 就労内定や就労開始前等で就労証明書の就労実績欄（番号11）が空欄又は予定で記載された書類を提出されている場合に提出をお願いしております。板野保育園の利用は就労時間が1ヵ月48時間以上を満たしていただく必要がありますので、就労開始から約3ヵ月後に実績確認として提出をお願いします。

※就労開始3ヵ月後が入園前の場合は入園月に実績確認として提出をお願いします。



Q. 入園できなかった場合は再度、教育・保育給付認定兼利用申込書の提出が必要ですか？

- A. 入園できなかった場合、当該年度中に限り、引き続き利用調整を行いますので、再度申込書の提出は必要ありません。
ただし、翌年度分の入園については、必ず再度提出が必要です。



問い合わせ・書類の提出先

<板野保育園>

〒779-0105

板野町大寺字岡ノ前20番地

【TEL】088-672-2101

<板野町役場住民課>

〒779-0192

板野町吹田字町南22番地2

【TEL】088-672-5984

